

第22回 農業委員会総会議事録

平成31年4月24日開会

中標津町農業委員会

平成31年4月24日、第22回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

1番	長谷川	孝	二
2番	田中	洋	希
3番	竹村		聡
4番	武田	健	治
6番	瀧本	和	男
7番	須崎		智
8番	上原	房子	
9番	和泉	光	広
10番	後藤	宏	幸
11番	高橋	正	一
12番	赤波	江	信
13番	國光	達	男
14番	小林		亨
15番	中村	正	生
16番	笠原	康	博
17番	氏家	康	夫
18番	本田	信	幸

附議した案件

- (イ) 議案第 1 2 0 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による解約通知について
- (ロ) 議案第 1 2 1 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画の取り消しについて
- (ハ) 議案第 1 2 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- (ニ) 議案第 1 2 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- (ホ) 議案第 1 2 4 号 現況証明願いについて
- (ヘ) 議案第 1 2 5 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- (ト) 議案第 1 2 6 号 農地法第 6 条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について
- (チ) 報告第 6 2 号 農地法第 5 条の規定による農地転用許可後の事業完了届について
- (リ) 報告第 6 3 号 農地法第 4 条許可証の交付について
- (ヌ) 報告第 6 4 号 農地法第 5 条許可証の交付について
- (ル) 報告第 6 5 号 農地法第 3 条第 3 項の規定の適用による農地等の利用状況報告について

本日出席した職員

庶務係長	岩崎敏巳
農地係長	葛西利光
係	本田文子

(開会 10時30分)

議長 定刻になりました。
ただいまの出席委員は、17名でございます。
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。
ただ今から、第22回中標津町農業委員会総会を開会致します。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。
日程1「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。
会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。
16番、笠原康博委員。
17番、氏家康夫委員。
以上、2名を指名致します。
日程2「会務報告」を庶務係長から報告致します。

庶務係長 3月22日の総会以降につきまして、会務報告をいたします。
項目につきましては、お配りの資料をご覧くださいと存じます。
はじめに、平成31年度根室地方農業委員会連合会定期総会及び平成31年度根室地方農業者年金協議会総会並びに平成31年度地区別農業委員会会長・事務局長会

議が4月10日、標津町生涯学習センターで開催され、会長、会長代理、事務局長が出席しております。

根室地方農業委員会連合会定期総会と根室地方農業者年金協議会定期総会におきましては、平成30年度の事業報告、決算報告、監査報告、平成31年度の事業計画案と収支予算案が議事として提案され承認されたところであります。

北海道農業会議主催の平成31年度地区別農業委員会会長・事務局長会議におきましては、農業会議から中谷代表理事副会長と佐藤部長が出席され、平成32年度農業・農業委員会関係予算並びに政策要請に向けた検討について、5月27日に行われる北海道選出国會議員に対する要請集会における要請事項として原案が示され検討しております。

つぎに4月16日から19日までの農業委員道外視察研修では、委員15名が参加し茨城県ナメガタファーマーズビレッジ、東京都独立行政法人農畜産業振興機構等を訪問し研修を行っております。

つぎに、4月23日計根別農業協同組合第1会議室におきまして第40回家族協定調印式を開催し、平成30年度に経営委譲した1組のご家族にお集まりいただき、会長、計根別農協組合長、地区担当農業委員の立会いのもと、家族協定書に調印を行いました。

また、来賓として中標津町長と根室農業改良普及センター北根室支所長のご臨席をいただき、ご挨拶をいただきました。

当日、ご多忙のなかご出席いただきました農業委員の皆様、誠にありがとうございました。以上で会務報告を終わります。

議 長 以上で、会務報告を終わります。

日程3、議案第120号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を上程致します。

ここで、会議規則第16条の規定により、〇〇番〇〇委員の退席をお願い致します。

(〇〇委員退席)

(1) から (3) について、内容を事務局から説明願います。

(挙手あり) 農地係長

農地係長 上程になりました議案第120号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」(1) から (3) について、事務局よりご説明申し上げます。議案の3ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積24,793㎡、利用状況、牧草畑。3、利用権の種類。賃貸借権。4、契約期間。平成28年8月1日から平成38年7月31日まで。5、合意契約成立の日。平成31年3月31日。6、解約の理由。合意解約。この案件については、議案第122号(1)に関連するもので、賃貸借していた農地について、売買により所有権移転するため、期間内解約するものです。4ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積 50,492 m²、利用状況、牧草畑ほか 17 筆、畑 307,745 m²、採草放牧地 6,270 m²、合計 314,015 m²。3、利用権の種類。使用貸借権。4、契約期間。平成 21 年 4 月 30 日から平成 31 年 4 月 30 日まで。5、合意解約成立の日。平成 31 年 4 月 10 日。6、解約の理由。合意解約。この案件については、議案第 125 号(4)(6)に関連するもので、使用貸借していた農地について、売買により所有権移転するため、期間内解約するものです。5 ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積 50,492 m²の内 28,600 m²、利用状況、牧草畑ほか 5 筆、畑 98,267 m²。3、利用権の種類。賃貸借権。4、契約期間。平成 28 年 7 月 1 日から平成 33 年 6 月 30 日まで。5、合意解約成立の日。平成 31 年 4 月 10 日。6、解約の理由。合意解約。この案件については、賃貸借していた農地について、売買により所有権移転するため、期間内解約するものです。以上賃貸借及び使用貸借の解約が成立しているものと考えますのでご審議願います。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
(〇〇委員着席)

〇〇委員に申し上げます。本案は原案のとおり可決されました。

日程 4、議案第 121 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の取り消しについて」を上程致します。

(1) から (6) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 笠原委員

笠原委員 上程になりました議案第 121 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の取り消しについて (1) から (6) について、ご説明申し上げます。7 ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、札幌市〇〇〇〇番〇〇号、〇〇〇〇、〇〇歳。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 50,410 m²、利用目的、牧草畑ほか1筆、畑 97,410 m²。3、許可を受けようとする事由。貸主、相続登記完了により再設定するもの。借主、相続登記完了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定。5、期間。平成31年4月1日から平成34年3月31日まで。6、価格。年 327,000 円。7、資金調達方法。自己資金 327,000 円。8、借主の経営状況。家族、〇〇人、農従者、〇〇人、畑〇〇〇〇m²、採草牧草地〇〇〇〇m²、計〇〇〇〇m²、家畜、牛〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。

なお、(2)(3)につきましても、貸主が同一であり、貸主の氏名等を省略し、一括して説明いたします。8ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 87,753 m²の内 13,900 m²、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、相続登記完了により再設定するもの。借主、相続登記完了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定。5、期間。平成31年4月1日から平成34年3月31日まで。6、価格。年 13,000 円。7、資金調達方法。自己資金 13,000 円。8、借主の経営状況。家族、〇〇人、農従者、〇〇人、畑〇〇〇〇m²、採草牧草地〇〇〇〇m²、計〇〇〇〇m²、家畜、牛〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。9ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、株式会社〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、山林、現況、畑、面積 28,310 m²の内 25,900 m²、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、相続登記完了により再設定するもの。借主、相続登記完了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定。5、期間。平成31年4月1日から平成34年3月31日まで。6、価格。年 95,000 円。7、資金調達方法。自己資金 95,000 円。8、借主の経営状況。家族、〇〇人、農従者、〇〇人、畑〇〇〇〇m²、家畜、牛〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。

この3件につきましては、議案第122号(5)(6)に関連するもので、平成31年3月22日開催の第21回中標津町農業委員会総会議案第116号(9)から(11)で審議されたのち承認され、平成31年3月22日付け中標津町告示第101号から103号により公告したのですが、貸主の意向により相対による賃貸に変更するために取り消すものです。10ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、群馬県高崎市〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 49,256 m²、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、相続登記完了により再設定するもの。借主、相続登記完了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しよ

うとする契約の内容。利用権の設定。5、期間。平成31年4月1日から平成34年3月31日まで。6、価格。年167,000円。7、資金調達方法。自己資金167,000円。8、借主の経営状況。家族、〇〇人、農従者、〇〇人、畑〇〇〇〇㎡、採草放牧地〇〇〇〇㎡、計〇〇〇〇㎡、家畜、牛〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。

なお、(5)(6)につきましても、貸主が同一であり、貸主の氏名等を省略し、一括して説明いたします。11ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積49,972㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、相続登記完了により再設定するもの。借主、相続登記完了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定。5、期間。平成31年4月1日から平成34年3月31日まで。6、価格。年185,000円。7、資金調達方法。自己資金185,000円。8、借主の経営状況。家族、〇〇人、農従者、〇〇人、畑〇〇〇〇㎡、採草放牧地〇〇〇〇㎡、計〇〇〇〇㎡、家畜、牛〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。12ページをお開きください。

(6) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、株式会社〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積21,453㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、相続登記完了により再設定するもの。借主、相続登記完了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定。5、期間。平成31年4月1日から平成34年3月31日まで。6、価格。年79,000円。7、資金調達方法。自己資金79,000円。8、借主の経営状況。構成員、〇〇人、農従者、〇〇人、畑〇〇〇〇㎡、家畜、牛〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。この3件につきましては、議案第122号(7)から(9)に関連するもので、平成31年3月22日開催の第21回中標津町農業委員会総会議案第116号(12)から(14)で審議されたのち承認され、平成31年3月22日付け中標津町告示第104号から106号により公告したのですが、貸主の意向により相対による賃貸に変更するために取り消すものです。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)から(6)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程5、議案第122号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程致します。
(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 中村委員。

中村委員 上程になりました議案第122号「農地法第3条の規定による許可申請について」
(1)について説明致します。14ページをお開きください。
(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。
譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。
譲受人、中標津町〇〇〇〇番地、株式会社〇〇、代表取締役、〇〇。
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、原野、現況、畑、面積24,793㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農地所有適格法人へ譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大をするもの。4、移転の方法。所有権の移転。5、価格。700,000円。6、資金調達方法。借入資金700,000円。7、当事者の経営状況。構成員、〇〇人、農従者、〇〇人、畑〇〇〇〇㎡、家畜、牛〇〇頭。8、見取図につきましては、15ページのとおりとなっております。この案件につきましては、農地所有適格法人が規模拡大のため近隣農家から農地を取得するものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。
以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
(2)から(4)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 上程になりました議案第122号(2)から(4)について説明致します。16ページをお開きください。
(2) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。
貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。
借主、中標津町〇〇〇〇、〇〇、〇〇歳、農業。
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積31,845㎡、利用目的、牧草畑ほか22筆、畑465,762㎡、採草放牧地23,843㎡、計489,605㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、後継者へ使用貸借を再設定するもの。借主、再度使用貸借を受け農業経営を行うもの。4、移転の方法。利用権の設定。5、期間。令和元年5月1日から令和11年4月30日まで。6、当事者の経営状況。世帯員、〇〇人、農従者、〇〇人、畑〇〇〇〇㎡、採草放牧地〇〇〇〇㎡、計〇〇〇〇㎡。7、見取図については、18ページのとおりとなっております。この案件につきま

しては、使用貸借していた農地について、後継者に再度使用貸借の設定をするものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。19ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積5,903㎡、利用目的、牧草畑ほか9筆、畑301,116㎡、採草放牧地5,896㎡、計307,012㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、後継者へ使用貸借を再設定するもの。借主、再度使用貸借を受け農業経営を行うもの。4、移転の方法。利用権の設定。5、期間。令和元年5月1日から令和11年4月30日まで。6、当事者の経営状況。世帯員、〇〇人、農従者、〇〇人、畑〇〇〇〇㎡、採草放牧地〇〇〇〇㎡、計〇〇〇〇㎡。7、見取図については、20ページのとおりとなっております。この案件につきましては、使用貸借していた農地について、後継者に再度使用貸借の設定をするものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。21ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇株式会社、代表取締役、〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、山林、現況、畑、面積24,966㎡、利用目的、馬鈴薯畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地所有適格法人へ使用貸借を設定するもの。借主、使用貸借を受け農業経営を行うもの。4、移転の方法。利用権の設定。5、期間。令和元年5月1日から令和4年1月31日まで。6、当事者の経営状況。世帯員、〇〇人、農従者、〇〇人、畑〇〇〇〇㎡、採草放牧地〇〇〇〇㎡、計〇〇〇〇㎡。7、見取図については、22ページのとおりとなっております。この案件につきましては、農地所有適格法人に使用貸借の設定をするものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)から(4)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(5)から(9)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 上程になりました議案第122号(5)から(9)について説明致します。

23ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、札幌市〇〇〇〇番〇〇号、〇〇〇〇、〇〇歳。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 50,410 m²、利用目的、牧草畑ほか1筆、畑 138,163 m²。3、許可を受けようとする事由。貸主、近隣農家へ賃貸借を設定するもの。借主、賃貸借を受け農業経営を行うもの。4、移転の方法。利用権の設定。5、期間。平成31年4月25日から令和3年12月31日まで。6、価格。年 402,000 円。7、資金調達法。自己資金 402,000 円。8、当事者の経営状況。家族、〇〇人、農従者、〇〇人、畑〇〇〇〇m²、採草放牧地〇〇〇〇m²、計〇〇〇〇m²、家畜、牛〇〇頭。9、見取図につきましては、24ページのとおりとなっております。なお、(6)につきましても、貸主が同一のため氏名等省略して一括説明いたします。25ページをお開きください。

(6) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、(株)〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 28,310 m²、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、近隣農地所有適格法人へ賃貸借を設定するもの。借主、賃貸借を受け農業経営を行うもの。4、移転の方法。利用権の設定。5、期間。平成31年4月25日から令和3年12月31日まで。6、価格。年 105,000 円。7、資金調達法。自己資金 105,000 円。8、当事者の経営状況。構成員、〇〇人、農従者、〇〇人、畑〇〇〇〇m²、家畜、牛〇〇頭。9、見取図につきましては、26ページのとおりとなっております。この2件につきましては、当事者の申し出により所有農地を近隣農家に賃貸借設定するものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。27ページをお開きください。

(7) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、群馬県高崎市〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 49,256 m²、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、近隣農家へ賃貸借を設定するもの。借主、賃貸借を受け農業経営を行うもの。4、移転の方法。利用権の設定。5、期間。平成31年4月25日から令和3年12月31日まで。6、価格。年 197,000 円。7、資金調達法。自己資金 197,000 円。8、当事者の経営状況。家族、〇〇人、農従者、〇〇人、畑〇〇〇〇m²、採草放牧地〇〇〇〇m²、計〇〇〇〇m²、家畜、牛〇〇頭。9、見取図につきましては、28ページのとおりとなっております。なお、(8)(9)につきましても、貸主が同一のため氏名等省略して一括説明いたします。29ページをお開きください。

(8) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 49,972 m²、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、近隣農家へ賃貸借を設定するもの。借主、賃貸借を受け農業経営を行うもの。4、移転の方法。利用権の設定。5、期間。平成31年4月25日から令和3年12月31日まで。6、価格。年 210,000 円。7、資金調達法。自己資金 210,000 円。8、当事者の経営状況。家族、〇〇人、

農従者、〇〇人、畑〇〇〇〇㎡、採草放牧地〇〇〇〇㎡、計〇〇〇〇㎡、家畜、牛〇〇頭。9、見取図につきましては、30ページのとおりとなっております。31ページをお開きください。

(9) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、(株)〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積21,453㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、近隣農地所有適格法人へ賃貸借を設定するもの。借主、賃貸借を受け農業経営を行うもの。4、移転の方法。利用権の設定。5、期間。平成31年4月25日から令和3年12月31日まで。6、価格。年79,000円。7、資金調達法。自己資金79,000円。8、当事者の経営状況。構成員、〇〇人、農従者、〇〇人、畑〇〇〇〇㎡、家畜、牛〇〇頭。9、見取図につきましては、32ページのとおりとなっております。この3件につきましては、当事者の申し出により所有農地を近隣農家に賃貸借設定するものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(5)から(9)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(10)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 竹村委員。

竹村委員 上程になりました議案第122号(10)について説明致します。33ページをお開きください。

(10) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、山林、現況、畑、面積3,510㎡、利用目的、牧草畑ほか3筆、畑33,722㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、後継者へ使用貸借を設定するもの。借主、使用貸借を受け農業経営を行うもの。4、移転の方法。利用権の設定。5、期間。令和元年5月1日から令和11年3月31日まで。6、当事者の経営状況。世帯員、〇〇人、農従者、〇〇人、畑〇〇〇〇㎡、採草放牧地〇〇〇〇㎡、計〇〇〇〇㎡、家畜、牛〇〇頭。7、見取図については、34ページのとおりとなっております。この案件につきましては、所有する農地について、後継者に使用貸借の設定をするものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(10)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(11)から(24)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 武田委員。

武田委員 上程になりました議案第122号(11)から(24)について説明致します。35ページをお開きください。

(11) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積49,460㎡、利用目的、牧草畑ほか31筆、畑730,450㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、後継者へ使用貸借を再設定するもの。借主、再度使用貸借を受け農業経営を行うもの。4、移転の方法。利用権の設定。5、期間。令和元年5月1日から令和11年4月30日まで。6、当事者の経営状況。世帯員、〇〇人、農従者、〇〇人、畑〇〇〇〇㎡、採草放牧地〇〇〇〇㎡、計〇〇〇〇㎡、家畜、牛〇〇頭。7、見取図については、37ページ・38ページのとおりとなっております。この案件につきましては、使用貸借していた農地について、後継者に再度使用貸借の設定をするものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。39ページをお開きください。

(12) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、有限会社〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積218㎡、利用目的、牧草・デントコーン畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地所有適格法人へ使用貸借を再設定するもの。借主、使用貸借を受け農業経営を行うもの。4、移転の方法。利用権の設定。5、期間。令和元年5月1日から令和11年4月30日まで。6、当事者の経営状況。構成員、〇〇人、農従者、〇〇人、畑〇〇〇〇㎡、採草放牧地〇〇〇〇㎡、計〇〇〇〇㎡。7、見取図は、40ページのとおりです。なお(13)から(24)につきましても、借主が同一でありますので、借主の氏名等省略し、一括して説明いたします。41ページをお開きください。

(13) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積546㎡、利用目的、牧草・デントコーン畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地所有適格法人へ使用貸借を再設定するもの。借主、使用貸借を受け農業経営を行うもの。4、移転の方法。利用権の設定。5、期間。令和元年5月1日から令和11年4月30日まで。6、当事者の経営状況。構成員、〇〇人、農従者、〇〇人、畑〇〇〇〇㎡、採草放牧地〇〇〇〇㎡、計〇〇〇〇㎡。7、見取図は、42ページのとおりです。

43ページをお開きください。

(14) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町○○○○番地○○、○○○○、○○歳、農業。

2、土地の表示。○○○○番○○、公簿、畑、現況、畑、面積125㎡ほか1筆、畑210㎡、利用目的、牧草・デントコーン畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地所有適格法人へ使用貸借を再設定するもの。借主、使用貸借を受け農業経営を行うもの。4、移転の方法。利用権の設定。5、期間。令和元年5月1日から令和11年4月30日まで。6、当事者の経営状況。構成員、○○人、農従者、○○人、畑○○○○㎡、採草放牧地○○○○㎡、計○○○○㎡。7、見取図は、44ページのとおりです。45ページをお開きください。

(15) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町○○○○番地○○、○○○○、○○歳、農業。

2、土地の表示。○○○○番○○、公簿、畑、現況、畑、面積609㎡、利用目的、牧草・デントコーン畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地所有適格法人へ使用貸借を再設定するもの。借主、使用貸借を受け農業経営を行うもの。4、移転の方法。利用権の設定。5、期間。令和元年5月1日から令和11年4月30日まで。6、当事者の経営状況。構成員、○○人、農従者、○○人、畑○○○○㎡、採草放牧地○○○○㎡、計○○○○㎡。7、見取図は、46ページのとおりです。47ページをお開きください。

(16) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町○○○○番地、○○○○、○○歳、農業。

2、土地の表示。○○○○番○○、公簿、畑、現況、畑、面積996㎡、利用目的、牧草・デントコーン畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地所有適格法人へ使用貸借を再設定するもの。借主、使用貸借を受け農業経営を行うもの。4、移転の方法。利用権の設定。5、期間。令和元年5月1日から令和11年4月30日まで。6、当事者の経営状況。構成員、○○人、農従者、○○人、畑○○○○㎡、採草放牧地○○○○㎡、計○○○○㎡。7、見取図は、48ページのとおりです。49ページをお開きください。

(17) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町○○○○番地、○○○○、○○歳、農業。

2、土地の表示。○○○○番○○、公簿、畑、現況、畑、面積390㎡、利用目的、牧草・デントコーン畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地所有適格法人へ使用貸借を再設定するもの。借主、使用貸借を受け農業経営を行うもの。4、移転の方法。利用権の設定。5、期間。令和元年5月1日から令和11年4月30日まで。6、当事者の経営状況。構成員、○○人、農従者、○○人、畑○○○○㎡、採草放牧地○○○○㎡、計○○○○㎡。7、見取図は、50ページのとおりです。51ページをお開きください。

(18) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町○○○○番地○○、○○○○、○○歳、農業。

2、土地の表示。○○番○○、公簿、山林、現況、畑、面積7,667㎡、利用目的、牧草・デントコーン畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地所有適格法人へ使用貸借を再設定するもの。借主、使用貸借を受け農業経営を行うもの。4、移

転の方法。利用権の設定。5、期間。令和元年5月1日から令和11年4月30日まで。6、当事者の経営状況。構成員、〇〇人、農従者、〇〇人、畑〇〇〇〇㎡、採草放牧地〇〇〇〇㎡、計〇〇〇〇㎡。7、見取図は、52ページのとおりです。53ページをお開きください。

(19) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積354㎡、利用目的、牧草・デントコーン畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地所有適格法人へ使用貸借を再設定するもの。借主、使用貸借を受け農業経営を行うもの。4、移転の方法。利用権の設定。5、期間。令和元年5月1日から令和11年4月30日まで。6、当事者の経営状況。構成員、〇〇人、農従者、〇〇人、畑〇〇〇〇㎡、採草放牧地〇〇〇〇㎡、計〇〇〇〇㎡。7、見取図は、54ページのとおりです。55ページをお開きください。

(20) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積295㎡、利用目的、牧草・デントコーン畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地所有適格法人へ使用貸借を再設定するもの。借主、使用貸借を受け農業経営を行うもの。4、移転の方法。利用権の設定。5、期間。令和元年5月1日から令和11年4月30日まで。6、当事者の経営状況。構成員、〇〇人、農従者、〇〇人、畑〇〇〇〇㎡、採草放牧地〇〇〇〇㎡、計〇〇〇〇㎡。7、見取図は、56ページのとおりです。57ページをお開きください。

(21) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積6,867㎡、利用目的、牧草・デントコーン畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地所有適格法人へ使用貸借を再設定するもの。借主、使用貸借を受け農業経営を行うもの。4、移転の方法。利用権の設定。5、期間。令和元年5月1日から令和11年4月30日まで。6、当事者の経営状況。構成員、〇〇人、農従者、〇〇人、畑〇〇〇〇㎡、採草放牧地〇〇〇〇㎡、計〇〇〇〇㎡。7、見取図は、58ページのとおりです。

59ページをお開きください。

(22) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積1,227㎡、利用目的、牧草・デントコーン畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地所有適格法人へ使用貸借を再設定するもの。借主、使用貸借を受け農業経営を行うもの。4、移転の方法。利用権の設定。5、期間。令和元年5月1日から令和11年4月30日まで。6、当事者の経営状況。構成員、〇〇人、農従者、〇〇人、畑〇〇〇〇㎡、採草放牧地〇〇〇〇㎡、計〇〇〇〇㎡。7、見取図は、60ページのとおりです。

61ページをお開きください。

(23) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 962 m²、利用目的、牧草・デントコーン畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地所有適格法人へ使用貸借を再設定するもの。借主、使用貸借を受け農業経営を行うもの。4、移転の方法。利用権の設定。5、期間。令和元年5月1日から令和11年4月30日まで。6、当事者の経営状況。構成員、〇〇人、農従者、〇〇人、畑〇〇〇〇m²、採草放牧地〇〇〇〇m²、計〇〇〇〇m²。7、見取図は、62ページのとおりです。63ページをお開きください。

(24) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番、公簿、畑、現況、畑、面積 3,453 m²、利用目的、牧草・デントコーン畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地所有適格法人へ使用貸借を再設定するもの。借主、使用貸借を受け農業経営を行うもの。4、移転の方法。利用権の設定。5、期間。令和元年5月1日から令和11年4月30日まで。6、当事者の経営状況。構成員、〇〇人、農従者、〇〇人、畑〇〇〇〇m²、採草放牧地〇〇〇〇m²、計〇〇〇〇m²。7、見取図は、64ページのとおりです。

この13件につきましては、使用貸借していた農地について、農地所有適格法人に再度使用貸借の設定をするものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(11)から(24)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(25)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 田中洋希委員。

田中洋希委員 上程になりました議案第122号(25)について説明致します。65ページをお開きください。

(25) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地、有限会社〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番、公簿、畑、現況、畑、面積 987 m²、利用目的、牧草畑ほか2筆、畑 5,951 m²。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農地所有適格法人へ譲渡するもの。譲受人、農地所有適格法人設立に伴い、譲渡を受けて農業経営を行うもの。4、移転の方法。所有権の移転。5、価格。無償。6、当事者の経営状況。構成員、〇〇人、農従者、〇〇人、畑〇〇〇〇m²、採草放牧地〇〇〇〇m²、計〇〇〇〇m²。7、見取図につきましては、66ページのとおりとなっております。この案件につきましては、所有していた農地について当事者双

方の申し出により農地所有適格法人に所有権移転したい旨の申し出があったものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。
以上です。

議長 説明が終わりましたので、(25)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程6、議案第123号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程致します。(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 上程になりました議案第123号「農地法第4条の規定による許可申請について」(1)について説明いたします。68ページをお開きください。
(1) 1、当事者の住所、氏名。
中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。
2、許可を得ようとする土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積39,956㎡の内11,679㎡。3、許可を受けようとする事由。農業用施設建設のため。
4、転用期間。平成31年4月24日から永久転用。5、見取図につきましては、69ページのとおりとなっております。この案件につきましては、農業用施設を建設するため申請があったものです。経営規模拡大のため、スタック等の建設にあたり、計画する施設規模から、現有施設用地内では不足する状況となったため、農地転用して建設するものであります。申請面積については、11、679㎡で、平成30年7月11日に第2地区推進班において現地確認を行ったところ、申請地については作業道路、既存農業用施設に隣接しており、利便性を考慮すると代替地は他にないことから、別添の農地法第4条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。
以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。

本案は原案のとおり、北海道農業会議へ意見聴取することに、
ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって、本案は原案のとおり、意見聴取致します。
日程7、議案第124号「現況証明願について」を、上程致します。(1)について、
地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 竹村委員。

竹村委員 上程になりました議案第124号 「現況証明願について」(1)について説明いたします。71ページをお開きください。
(1) 1、申請人の住所、氏名。
中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積
2,023 m²。3、申請の理由。地目変更登記申請のため。4、見取図については、7
2ページのとおりです。本案件につきましては、地目変更登記のため申請があった
ものです。当該地は農業振興地域内の農業用施設用地となっており、公簿が畑です
が、現況が雑種地であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。平
成31年4月8日、第3地区推進班で現地確認し、現況については農地・採草放牧
地以外の土地であると判断したものであります。
以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 瀧本委員。

瀧本委員 上程になりました議案第124号(2)について説明いたします。73ページをお
開きください。
(2) 1、申請人の住所、氏名。
中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積
4,300 m²ほか3筆。3、申請の理由。公簿地目変更のため。4、見取図については、
74ページのとおりです。本案件につきましては、地目変更登記のため申請があっ
たものです。当該地は農業振興地域内の農用地となっており、公簿が畑ですが、現
況が山林原野であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。平成3
0年10月22日、第4地区推進班による土地評価の際、現地確認し、現況につい

ては農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。
以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって、本案は原案のとおり、可決されました。
日程8、議案第125号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり)高橋委員。

高橋委員 上程になりました議案第125号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(1)について説明いたします。76ページをお開きください。

(1)1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、原野、現況、畑、面積12,153㎡の内8,413㎡ほか10筆、畑115,141㎡、採草放牧地3,361㎡、計118,502㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定。5、期間。令和元年5月1日から令和2年4月30日まで。

6、価格。年290,000円。7、資金調達方法。自己資金290,000円。8、借主の経営状況。家族、〇〇人、農従者、〇〇人、畑〇〇〇〇㎡、採草放牧地〇〇〇〇㎡、計〇〇〇〇㎡、家畜、牛〇〇頭。9、適用。農業基盤強化促進事業。10、見取図は、78ページのとおりです。この案件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
(2)(3)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 武田委員。

武田委員 上程になりました議案第125号(2)(3)について説明いたします。79ページをお開きください

(2) 1、当事者の住所、氏名、年齢。
貸主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇。
借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積74,674㎡の内64,876㎡ほか3筆、畑80,232㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定。5、期間。令和元年5月1日から令和2年4月30日まで。6、価格。年82,000円。7、資金調達方法。自己資金82,000円。8、借主の経営状況。家族、〇〇人、農従者、〇〇人、畑〇〇〇〇㎡、採草放牧地〇〇〇〇㎡、計〇〇〇〇㎡、家畜、牛〇〇頭。9、適用。農業基盤強化促進事業。10、見取図は80ページのとおりです。
なお、(3)につきましても貸主が同一でありますので、貸主の氏名等省略し、一括してご説明いたします。81ページをお開きください

(3) 1、当事者の住所、氏名、年齢。
借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、牧場、現況、畑、面積61,535㎡の内48,000㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定。5、期間。令和元年5月1日から令和2年4月30日まで。6、価格。年50,000円。7、資金調達方法。自己資金50,000円。8、借主の経営状況。家族、〇〇人、農従者、〇〇人、畑〇〇〇〇㎡、採草放牧地〇〇〇〇㎡、計〇〇〇〇㎡、家畜、牛〇〇頭。9、適用。農業基盤強化促進事業。10、見取図は82ページのとおりです。この2件につきましては、賃貸借の期間満了に伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。
以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)(3)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
(4)から(6)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 瀧本委員。

瀧本委員 上程になりました議案第125号(4)から(6)について説明いたします。83

ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 43,658 m²ほか1筆、畑 49,928 m²。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家に所有権移転するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。2,695,000 円。6、資金調達方法。自己資金 2,695,000 円。7、譲受人の経営状況。家族、〇〇人、農従者、〇〇人、畑〇〇〇〇m²、採草放牧地〇〇〇〇m²、計〇〇〇〇m²、家畜、牛〇〇頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は84ページのとおりです。

なお(5)(6)につきましても、譲渡人が同一でありますので、譲渡人の氏名等省略し、一括して説明いたします。85ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 42,007 ほか5筆、畑 112,915 m²。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家に所有権移転するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。2,875,000 円。6、資金調達方法。自己資金 2,875,000 円。7、譲受人の経営状況。家族、〇〇人、農従者、〇〇人、畑〇〇〇〇m²、採草放牧地〇〇〇〇m²、計〇〇〇〇m²、家畜、牛〇〇頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は86ページのとおりです。87ページをお開きください。

(6) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲受人、野付郡別海町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 32,515 ほか2筆、畑 65,081 m²。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家に所有権移転するもの。譲受人、譲渡を受けて経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。2,290,000 円。6、資金調達方法。自己資金 2,290,000 円。7、譲受人の経営状況。家族、〇〇人、農従者、〇〇人、家畜、牛〇〇頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は88ページのとおりです。この3件につきましては、所有者から所有農地を譲渡したい旨の申し出があり、近隣農家と協議の末、譲受人を決定したものであります。別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(4) から (6) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(7) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 和泉委員。

和泉委員 上程になりました議案第125号(7)について説明いたします。89ページをお開きください。

(7) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地、株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積10,490㎡ほか3筆、畑45,036㎡。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家に所有権移転するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。2,453,000円。6、資金調達方法。自己資金2,453,000円。7、譲受人の経営状況。家族、〇〇人、農従者、〇〇人、畑〇〇〇〇㎡、採草放牧地〇〇〇〇㎡、計〇〇〇〇㎡、家畜、牛〇〇頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は90ページのとおりです。この案件につきましては、所有者から所有農地を譲渡したい旨の申し出があり、近隣農家と協議の末、譲受人を決定したものであります。別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(7)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(8)(9) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 田中洋希委員。

田中洋希委員 上程になりました議案第125号(8)(9)について説明いたします。91ページをお開きください

(8) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

借主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積2,842㎡の内2,219㎡ほか8筆、畑144,575㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地を近隣農家に賃貸借するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定。5、期間。令和元年5月1日から令和5年4月30日まで。6、価格。年284,000円。7、資金調達方法。自己資金284,000円。8、借主の経営状況。家族、〇〇人、農従者、〇〇人、畑〇〇〇〇㎡、採草放牧地〇〇〇〇㎡、計〇〇〇〇㎡、家畜、牛〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は93ページのとおりです。なお、(9)につきましても貸主が同一でありますので、貸主の氏名等省略し、一括してご説明いたします。94ペ

ージをお開きください

(9) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 65,554 m²の内 46,807 m²ほか 8 筆、畑 128,522 m²。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地を近隣農家に賃貸借するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定。5、期間。令和元年5月1日から令和5年4月30日まで。6、価格。年 217,000 円。7、資金調達方法。自己資金 217,000 円。8、借主の経営状況。家族、〇〇人、農従者、〇〇人、畑〇〇〇〇m²、採草放牧地〇〇〇〇m²、計〇〇〇〇m²、家畜、牛〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は96ページのとおりです。この2件につきましては、所有者の申出により、近隣農家と協議のすえ、借主を決定し、賃貸借を設定するものです。別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(8)(9)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって、本案は原案のとおり、可決されました。
日程9、議案第126号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」を議題に供します。内容を事務局から説明願います。
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 議案第126号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」事務局よりご説明致します。98ページをお開きください。
平成30年度分といたしまして
(有) 〇〇〇〇、(有) 〇〇〇〇、(有) 〇〇〇〇、(有) 〇〇〇〇、
(有) 〇〇〇〇、(有) 〇〇〇〇、(有) 〇〇〇〇、(有) 〇〇〇〇、
(株) 〇〇〇〇、(株) 〇〇〇〇、(株) 〇〇〇〇、(株) 〇〇〇〇、
(株) 〇〇〇〇。以上13件の提出がありました。
平成31年3月29日以降に受理した報告書でございまして、記載の通り、いずれも農地所有適格法人の要件を全て満たしているものであります。
以上報告いたします。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本件は承認されました。
日程10、報告第62号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。(1)について内容を地区推進班から報告願います。
(挙手あり) 國光委員。

國光委員 報告第62号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」
(1)について説明いたします。104ページをお開きください。
(1) 1、届出人の住所、氏名
野付郡別海町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇株式会社、代表取締役、〇〇〇〇。
2、許可年月日、許可番号。平成30年5月18日付、中農委5第30-1号。3、
許可地の所在。中標津町〇〇〇〇番〇〇。4、転用目的。山砂・土の採取。5、事
業計画の期間。平成30年5月18日から平成31年5月17日まで。6、事業完
了年月日。平成31年4月1日。7、完了検査年月日につきましては、平成31年
4月11日に工事完了の報告を受けておりますが、積雪のため現地調査をせず、同
日付けで、完了報告の写真にて確認したところ。なお、現地については雪解け
後に再確認する予定です。
以上報告いたします。

議長 説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
以上で事業完了届けについての報告を終わります。
日程11、報告第63号「農地法第4条許可書の交付について」を議題に供します。
内容を事務局から報告願います。
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 報告第63号「農地法第4条許可書の交付について」事務局よりご説明致します。
先に開催した総会において承認されました農地法第4条許可申請につきまして、北
海道農業会議より許可相当の回答があり、許可書を交付したので報告します。10
6ページをお開きください。

許可日、平成31年3月20日付。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積45,143㎡の内12,786㎡ほか1筆。畑13,163㎡。3、許可期間。平成31年3月22日から令和2年3月21日となっております。107ページをお開きください。

許可日 平成31年3月20日付。

(2) 1、当事者の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、(有)〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積19,434㎡。

3、許可期間。平成31年3月20日から永年となっております。

以上、報告いたします。

議長 以上で報告を終わります。

日程12、報告第64号「農地法第5条許可書の交付について」を議題に供します。
内容を事務局から報告願います。

(挙手あり) 農地係長。

農地係長

報告第64号「農地法第5条許可書の交付について」事務局よりご説明致します。
先に開催した総会において承認されました農地法第5条許可申請につきまして、北海道農業会議より許可相当の回答があり、許可書を交付したので報告します。

109ページをお開きください。

許可日 平成31年3月20日付。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇株式会社、代表取締役社長、〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積48,677㎡の内31,493㎡。3、許可期間。平成31年4月1日から令和2年3月31日となっております。

なお、(2)～(4)につきましても借主が同一でありますので、借主の氏名等省略し、一括してご説明いたします。110ページをお開きください。

許可日 平成31年3月20日付。

(2) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積40,684㎡の内15,404㎡。3、許可期間。平成31年4月1日から令和2年3月31日となっております。

111ページをお開きください。

許可日 平成31年3月20日付。

(3) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、山林、現況、畑、面積9,919㎡の内1,084㎡。3、許可期間。平成31年4月1日から令和2年3月31日となっております。

112ページをお開きください。

許可日 平成31年3月20日付。

(4) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 6,900 m²の内 6,792 m²。3、許可期間。平成31年4月1日から令和2年3月31日となっております。

以上、報告いたします。

議長

以上で報告を終わります。

日程13、報告第65号「農地法第3条第3項の規定の適用による農地等の利用状況報告について」を議題に供します。内容を事務局から報告願います。

(挙手あり) 農地係長

農地係長

報告第65号「農地法第3条第3項の規定の適用による農地等の利用状況報告について」事務局よりご説明致します。114ページをお開きください。

平成31年4月10日に受理しました、平成30年度の報告書で、合同会社〇〇〇〇〇〇〇のものがございます。

報告に係る土地の所在等。〇〇〇〇番〇〇、公簿、山林、現況、畑、面積 20,451 m²、作物の種類、レタス。業務執行役員の状況。代表〇〇〇〇、従事日数 365 日。貸借の許可を受けた農地について適性に利用されており、業務執行役員の年間従事日数も要件を満たすものでありました。

以上、報告いたします。

議長

以上で報告を終わります。

以上で、本総会に提出されました議案の審議は、すべて終了致しました。

これをもちまして、第22回総会を閉会致します。ご苦労さまでした。

(閉会 11時35分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成31年4月24日

会 長 _____

16番 _____

17番 _____